

(7) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例及び鳥取県手数料徴収条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

令和2年8月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例及び鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

（鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正）

第1条 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表（第2条関係）	別表（第2条関係）

事務	市町村等
略	
<p>8の33 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) <u>第14条第7項</u>（<u>同条第13項</u>において準用する場合を含む。）の規定による調査の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(8) <u>第14条第13項</u>の規定による製造販売の変更の承認の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(9) <u>第14条第14項</u>の規定による製造販売の軽微な変更の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(10)～(45) 略</p>	鳥取市
略	

事務	市町村等
略	
<p>8の33 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) <u>第14条第6項</u>（<u>同条第9項</u>において準用する場合を含む。）の規定による調査の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(8) <u>第14条第9項</u>の規定による製造販売の変更の承認の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(9) <u>第14条第10項</u>の規定による製造販売の軽微な変更の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(10)～(45) 略</p>	鳥取市
略	

(鳥取県手数料徴収条例の一部改正)

第2条 鳥取県手数料徴収条例(平成12年鳥取県条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(58) 略</p> <p>(58の2) 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により処理することとされている医薬品医療機器等法第14条第7項(同条第13項において準用する場合を含む。)の規定に基づく医薬品等の製造管理又は品質管理の方法の調査 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(58) 略</p> <p>(58の2) 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により処理することとされている医薬品医療機器等法第14条第6項(同条第9項において準用する場合を含む。)の規定に基づく医薬品等の製造管理又は品質管理の方法の調査 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p>

区分	金額
1 医薬品医療機器等法第14条第1項又は第13項 の承認を受けようとするときの調査 (1)～(7) 略	略
2 医薬品医療機器等法第14条第7項の期間を経 過するごとの調査 (1)～(7) 略	

(59) 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により処理することとされている医薬品医療機器等法第14条第13項の規定に基づく医薬品等の製造販売の承認事項の変更の承認 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア～オ 略

(59の2)～(328) 略

2 略

区分	金額
1 医薬品医療機器等法第14条第1項又は第9項 の承認を受けようとするときの調査 (1)～(7) 略	略
2 医薬品医療機器等法第14条第6項の期間を経 過するごとの調査 (1)～(7) 略	

(59) 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により処理することとされている医薬品医療機器等法第14条第9項の規定に基づく医薬品等の製造販売の承認事項の変更の承認 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア～オ 略

(59の2)～(328) 略

2 略

附 則

この条例は、令和2年9月1日から施行する。